

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
前文	<p>【前文】</p> <p>前文</p> <p>①一宮市の歴史・文化・地理的な状況を踏まえ、未来に向けた新しいまちづくりを進めるために、条例制定の理由と、基本的な理念の記述が必要です。</p> <p>②歴史・文化・地理的なキーワードとして、一宮の名前の由来、木曾川、繊維産業などが挙げられます。</p> <p>③条例制定の理由を表すキーワードとして、地方分権や少子高齢化の進行、市民自治意識の高揚、などが挙げられます。</p> <p>④条例制定の基本的な理念を表すキーワードとして、市民一人ひとりの主体性、市民自治、市民参加、協働、情報共有などが挙げられます。</p> <p>⑤また、一宮市民憲章を尊重する旨の記述が必要です。</p>	<p>(前文)</p> <p>わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。</p> <p>これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>(前文)</p> <p>宇都宮市は、関東平野の北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと、鬼怒川に由来する豊富な水、緑、肥沃な大地をはじめとする恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の森を中心に、門前町、宿場町、城下町として発展してきた。</p> <p>近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、均衡のとれた都市として成長を続けている。</p> <p>この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人としての責任を有している。</p> <p>さらに、自らが暮らす地域の環境のみならず、地球環境にも十分配慮していくなど、地球規模の課題に対しても責任を有している。</p> <p>私たちは、この地において、古き良きものを守りつつ、未来を見つめながら、地域に根差した新しい文化を求め、創っていく中で、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを築いていきたいと考えている。</p> <p>また、私たちは、まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち、思いやりのある社会を創っていききたいと考えている。</p> <p>このようなまち、社会を実現し、市民がさらに活気に満ち、幸せに暮らしていくためには、市民、企業や各種団体、市のそれぞれが社会に果たす役割を認識しながら、「もったいない」という心を持ち、社会資源を活用しつつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要である。</p> <p>私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定する。</p>	<p>(前文)</p> <p>わたしたちのまち流山市は、江戸川、利根運河などの豊かな水辺、下総台地に広がる豊かな森に包まれたまちです。</p> <p>わたしたちは、先人たちが永々と築いてきた水と緑と文化を大切にするとともに、市民同士のつながりを大事にする地域社会を築き、皆が「ここに住んでよかった」と思えるまちを目指しています。</p> <p>地方分権をさらに推進するため、地方自治の本旨に基づき市民自治を進める地方公共団体である地方政府としての流山市は、市民の意思を十分に把握し、自らの責任で政策を策定し実行しなければなりません。そして、市民は、自分たちの課題は自分たちで解決するという市民自治の精神にのっとり、行政、議会とともに、まちづくりを進めることが求められています。</p> <p>この大きな目標を実現するためには、市民は互いに助け合い、共に責任を担い合っ、積極的にまちづくりに参加し、そして、市及び議会は、市民の信託にこたえ、市民と連携し、協力して、市民自治によるまちづくりを進めなければなりません。</p> <p>そのためには、市民自治の基本的な理念を確立し、市民が主体的に参加する方法、情報の公開と共有、市民と市及び議会の役割と責務など自治体を運営していくための基本的な原則、仕組みが必要です。</p> <p>流山市は、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上を目指し、市民自治のための普遍の原則を定め、ここに流山市自治基本条例を制定します。</p>	<p>(前文)</p> <p>わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。</p> <p>わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。</p> <p>わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。</p> <p>わたくしたちは、飯田市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。</p>

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
目的	<p><b>【目的】</b> ①「市民自治によるまちづくり基本条例」(以下、「この条例」と表記)は、住みよいまちの実現を図るために、<u>市民が主人公となり、まちづくりを担うための権利と責務を明らかにします。</u> ②市民自らがまちづくりを担うための仕組みや制度を定めます。 ③さらに、そのために必要な議会や行政の役割と責務を明らかにします。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市の<u>まちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定める</u>ことにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、本市における<u>自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市政運営の基本原則並びに地域活動団体等の役割を定める</u>ことにより、市民のための自治を確立し、もって市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、流山市の<u>自治の基本理念を明らかにするとともに、市民自治によるまちづくりの推進に関する原則及び制度、市民等の権利及び責務、市及び議会の役割及び責務等を定め</u>、それらの着実な実行を通して、市民自治を推進し、もって市民福祉の向上を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、本市の<u>自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定める</u>ことにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。</p>
この条例の位置づけ	<p><b>【この条例の位置づけ】</b> この条例は一宮市の<u>最高規範</u>とします。他の条例、規則等の制定・改廃及び運用に当たっては、この条例の条文及び趣旨を踏まえ、この条例との整合性を図ります。</p>	<p>(この条例の位置づけ) 第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、<u>この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。</u></p>	<p>(条例の趣旨の尊重) 第22条 この条例は、本市の自治に関する最も基本的な意思の表明であり、<u>その趣旨が最大限尊重される</u>ものでなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け) 第2条 この条例は、流山市が定める市民自治及び市政に関する<u>最高規範</u>であり、他の条例、規則等の制定又は改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に適合するように努めなければなりません。 2 市及び議会は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他必要な措置を講じるよう努めなければなりません。 3 市及び議会は、法令を解釈し、運用する場合は、この条例に照らして、適正に判断するよう努めなければなりません。 4 市及び議会は、この条例に定める事項について、相互に関連付けて活用することにより市民自治を推進し、もって市民福祉の向上に努めなければなりません。</p>	<p>(条例の位置付け) 第2条 この条例は、自治及び市政に関する基本的な原則を定めた<u>最高規範</u>であり、市民及び市は、この条例を誠実に遵守するものとします。 2 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。 3 市は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。</p>
基本となる用語の定義	<p><b>【基本となる用語】</b> (市民自治) ① 市民自治とは、まちをよくするために、自分たちで考え、決定に関与し、行動していくことをいいます。具体的には、まちをよくすることに興味や関心を持つこと、友人や近所の人と意見交換をすること、市長や市議員や町会長などを選出すること、町内会やNPOでまちづくり活動を応援したり参加したりすることなどです。</p>				<p>(7) 自治 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。</p>
	<p>(まちづくり) ② まちづくりとは、かたちとして目に見えるもの(道路・建物・下水道・公園・広場など)や、かたちとして目に見えないもの(伝統・文化・歴史・産業・教育・自然・人と人のつながり・心と心のふれあいなど)、市民の暮らしを支える全てのものをより良くしていく持続的な活動をいいます。</p>				<p>(6) まちづくり 「ムトス」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくなるための事業や活動を総称します。</p>

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例	
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日	
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議	
基本となる用語の定義	第1章 総則	(市民) ③ 市民とは、まちづくりの担い手として、「一宮市に属しているという意識を持っている者」で、具体的には <u>市内に住所を持っている者、学生などの住民票を有しないが市内に居住する者、市内で就業する者、市内で就学する者、市内で活動する者、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体</u> をいいます。	(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、 <u>市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体</u> をいいます。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 <u>市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人</u> をいう。	(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによります。 (1) 市民 <u>本市の住民基本台帳に記録され又は外国人登録原票に記載されている者</u> をいいます。 (2) 市民等 <u>市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者</u> をいいます。	(用語の定義) 第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 市民 <u>市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体</u> をいいます。
		(地域活動団体) ④ 地域活動団体とは、地域に根ざし、地域の公共の利益を図ろうとする住民のグループで、具体的には町内会、女性の会、老人会、子供会、連区町会長会など、地域の諸課題の解決に取り組む団体をいいます。		(5) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。		(2) 市民組織 市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。
		(NPO) ⑤ NPOとは、「ハンディーを持つ人に社会進出の機会を提供しよう」、「ホテルが飛び交う小川を甦らせよう」などの、特定の公共的な目的やテーマを持ってつくられた非営利の民間組織(法人格の有無を問わない。公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、ボランティア団体など)をいいます。		(6) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体(前号に定めるものを除く。)をいう。		
		(活動団体) ⑥ 活動団体とは、まちづくりのために活動するすべての組織で、具体的には地域活動団体、NPOをはじめ、市内に事業所を有する法人やその他の団体、市内で活動する法人やその他の団体などの総称をいいます。				
			(定義) 第2条 2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。		(3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいいます。	(4) 市 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。  (5) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
				(2) 公共的活動 市民が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。		
			(5) 参加 市又は議会による政策の立案、実施及び評価の過程において、市民等が意見を表明し、行動することをいいます。			

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
基本となる用語の定義	第1章 総則		(3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。	(6) 協働 市民等、市及び議会が、それぞれの役割及び責務のもと、お互いの自主性及び自立性を尊重し、十分な協議と理解の上、目的を共有し、対等な立場で連携し、協力して活動することをいいます。	(8) 協働 まちづくりのために、市民と市とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。
			(4) 社会資源の活用 人、財物、情報その他社会的諸活動に利用可能な資源(以下「社会資源」という。)を大切にすることをもち、有効に活用するとともに、自らも社会資源を創出し、互いに提供し合うことをいう。		
			(7) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体(前2号に定めるものを除く。)をいう。		(3) 事業者 市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。
				(4) 市政 行政の運営及び議会の活動をいいます。	
まちづくりの基本原則	<p><b>【まちづくりの基本原則】</b> <b>(市民自治の原則)</b> ① 市民自治がまちづくりの基本であること。</p> <p><b>(参加の原則)</b> ② 市民参加が保障されること。</p> <p><b>(協働の原則)</b> ③ 市民・議会・行政の基本的な関係は対話に基づく信頼を基調とした協働関係であること。</p> <p><b>(情報共有の原則)</b> ④ まちづくりに関する情報が全てのまちづくりの担い手の間で共有されること。</p> <p><b>(効率性の原則)</b> ⑤ まちづくりは効率的・効果的に行われること。</p>	<p><b>(市政への参画)</b> 第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければなりません。</p> <p><b>(共働によるまちづくり)</b> 第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとします。</p> <p><b>(情報の共有)</b> 第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければなりません。</p>	<p>(基本理念) 第3条 本市の自治は、市民が自らの責任及び判断に基づき市政に<b>参画</b>し、市政運営が<b>自主的かつ自立的</b>になされるものでなければならない。</p> <p>第3条 2 本市の自治は、公共的活動が<b>協働及び社会資源の活用</b>により効果的に推進されることを目指すものでなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第4条 この条例の目的を達成するため、次に掲げることを基本理念とします。 (1) <b>市民は、自治の主体であり、主権は市民にあります。</b></p> <p>(5) 市及び議会は、市民等が<b>市政に参加</b>できるよう、参加の制度を整備し、その機会を多様に保障しなければなりません。</p> <p>(6) 市民等、市及び議会は、<b>協働によるまちづくり</b>を推進していくものとします。</p> <p>(4) 市及び議会は、市民等の知る権利を保障し、積極的に<b>情報提供</b>を行うとともに、十分な<b>説明責任</b>を果たさなければなりません。</p>	<p><b>(自治の基本原則)</b> 第4条 市民と市とは、この章に掲げる自治の原則に基づき、協働して自治を推進するものとします。</p> <p><b>(市民主体の原則)</b> 第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。 2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます。</p> <p><b>(参加協働の原則)</b> 第7条 まちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。</p> <p><b>(情報共有の原則)</b> 第6条 まちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、その情報や意見を市民と市とが共有することにより推進します。</p>

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
まちづくりの基本原則	第1章 総則	(説明責任) 第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければなりません。			
				(2) 市民等、市及び議会は、 <b>基本的人権を最大限に尊重</b> しなければなりません。	
				(3) 市及び議会は、 <b>市民の信託</b> に誠実に応じなければなりません。	
				(目指すまちの姿) 第5条 市民等、市及び議会は協働し、流山市民憲章の精神を尊重し、次に掲げるまちの実現に努めるものとします。 (1) 地域の生態系の保全と景観に配慮したまち (2) 緑を大切にし、地球温暖化対策に取り組むまち (3) 恒久平和を希求し、安心と安全を実感できるまち (4) 市民等が理解と尊敬をもって、互いに助け合えるまち (5) 学校、家庭、地域が連携し、教育環境が充実したまち (6) 生涯にわたって学ぶことができるまち (7) 歴史や伝統を尊重し、市民文化が創造されるまち (8) 子どもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるまち (9) 健康で楽しく、いきいきと暮らすことができるまち (10) 高齢者や障害者が暮らしやすいまち (11) 地域の産業を興し、地域に活力を与え、働く喜びを持てるまち (12) 男女共同参画社会が形成されたまち (13) 多様な文化を持つ人々が、快適に安心して住めるまち	

提言書と他市条例の比較表

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
市民の権利	<p><b>【市民の権利】</b></p> <p>① 市民は、<u>まちづくりに参加する基本的な権利</u>があり、その機会を均等に有します。</p> <p>② 市民は、まちづくりや税金の使い方に関して<u>議会、行政が保有する情報の提供を受けたり、自ら取得したりする権利</u>があります。特に市民生活に重大な影響を与える決定や、一定規模以上の事業については、計画段階から知る権利があります。</p> <p>③ 未成年者は、まちづくりに参加する権利を有します。ただし、強制されることがあってはなりません。</p> <p>④ 市民によるまちづくり活動は、自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。</p> <p>⑤ まちづくりに興味があっても参加する時間がない市民にも、意思を表明できる機会が保障されます。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。</p> <p>(1) <u>市政に参画すること。</u></p> <p>(2) <u>市政に関する情報を知ること。</u></p> <p>2 市民は、<u>行政サービスを受けること</u>ができます。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第4条 市民は、<u>個人として尊重され、市民としての幸せを求めていく権利</u>を有する。</p> <p>2 市民は、<u>市政に参画する権利</u>を有する。</p> <p>3 市民は、<u>平等に行政サービスを受ける権利</u>を有する。</p>	<p>(知る権利)</p> <p>第7条 市民等は、<u>市及び議会が保有する情報を知る権利</u>を有しています。</p> <p>(参加の権利)</p> <p>第11条 市民等は、<u>市政に参加する権利</u>を有しています。</p>	<p>(市民の権利)</p> <p>第8条 市民は、まちづくりの主体として、<u>まちづくりに参加する権利</u>を有します。</p> <p>2 市民は、<u>市政に関する計画や政策の立案段階から参加する権利</u>を有し、意見を述べることができます。</p> <p>3 市民は、<u>市政についての情報を知る権利</u>を有し、市に対し市が保有する情報の公開を求めることができます。</p>
市民の責務	<p><b>【市民の責務】</b></p> <p>⑥ <u>市民は、まちづくりに参加する責務</u>があります。ただし、参加しなかったことに対して不利益を被りません。</p> <p>⑦ <u>活動団体は、情報を市民に積極的に公開していく責務</u>があります。特に助成金や補助金、寄付などを得た団体はその用途及び活動結果について公開する責務があります。</p> <p>⑧ 「市民が選ぶ市民活動支援制度」は、市民が市民の自主的な活動を支える仕組みの一例であり、まちづくりを進めるために大変重要です。市民・活動団体・行政などが協力してこのような仕組みを盛り上げていくことが重要です。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第9条 <u>市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるもの</u>とします。</p> <p>2 <u>市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つもの</u>とします。</p> <p>3 <u>市民は、行政サービスに伴う負担を分任するもの</u>とします。</p> <p>4 <u>市内において事業を行う者は、居住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるもの</u>とします。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、<u>一人ひとりが互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかわりを持つ責務</u>を負う。</p> <p>2 市民は、<u>行政サービスに伴う市税等を負担する責務</u>を負う。</p>	<p>(市民等の責務)</p> <p>第36条 市民等は、<u>市民自治によるまちづくりの主体であることを自覚し、市政への参加に当たっては、その発言及び行動に責任を持つとともに、互いに権利を認め合い、協力し合うこと</u>によって、<u>市民自治によるまちづくりを推進</u>しなければなりません。</p>	<p>(市民の役割)</p> <p>第9条 市民は、<u>まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与する</u>よう努めます。</p> <p>2 市民は、<u>互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つもの</u>とします。</p> <p>(事業者の役割)</p> <p>第10条 事業者は、<u>地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するもの</u>とします。</p>
情報公開・共有	<p><b>【情報公開・共有】</b></p> <p>① 行政や議会が保有する情報は、市民との共有財産であり、市民に積極的に公開される必要があります。また、情報を公開する範囲はあらかじめ決めておき、意図的な公開にならないようにします。</p> <p>② 情報公開の対象は、第三セクター、市の関連法人など、市が最終的に責任を負う組織全てとします。</p> <p>③ まちづくりを有効に進めるために、行政からの情報を市民に提供するだけでなく、市民の持っている情報や能力を市民・議会・行政で共有します。</p> <p>④ 市民・議会・行政は、まちづくりの計画の立案・実施・評価の各段階において、相互に情報を共有します。</p>	<p>(情報の取扱い)</p> <p>第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。</p> <p>2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。</p> <p>3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報に適切に取り扱います。</p>	<p>(情報共有)</p> <p>第20条 公共的活動にかかわる者は、公共的活動に関する情報を積極的に発信し、その共有に努めるものとする。</p>	<p>(情報共有)</p> <p>第8条 市及び議会が保有する情報は、市民等との共有物であって、市及び議会は、これを適正に管理し、公正かつ公平に提供するものとします。</p>	<p>(情報の公開)</p> <p>第19条 市は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。</p> <p>2 市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。</p>

提言書と他市条例の比較表

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
評価	<p><b>【評価】</b> (評価の内容・目的) ① 将来の政策立案などに役立て、よりよいまちづくりにつなげるために、行政が事業を実施した結果、良くなったこと、逆に悪くなったこと、費用対効果等を評価、検証することが必要です。 ② 市民が行政や議会の活動を市民の視点で評価できる仕組みが必要です。評価の対象となるのは行政が行う事業(費用対効果・達成状況・成果など)や、市の財政状況、議会活動などです。評価を行うのは市民の権利であり責務です。 ③ 活動団体に市民一人ひとりの意見を集約して行政に届けるような仕組みが必要です。 ④ 特に評価が必要なものは、合併などの市民生活への影響が大きい政策決定や、初期投資の大きい事業、維持管理費等、継続的な支出が大きい事業などです。 ⑤ 活動団体の活動も、応援する基盤をつくるという趣旨で評価の対象になります。ただし、個人の自発性を重んじるボランティア活動は評価になじみません。 (評価の主体) ⑥ 市民一人ひとり、活動団体、第三者機関(市民オンブズマン、この条例の評価のための市民委員会、総合計画推進市民会議など)が、外部評価を行います。</p>				
参加の機会	<p><b>【参加の機会】</b> ① 行政は、策定する計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい機会を提供します。 ② 地域活動団体やNPOなどは、市民が気軽にまちづくりに参加できる機会を提供します。 ③ 地域における声かけや、活動団体への寄付など、直接参加しない活動も大切なものと位置づけます。 ④ 行政が運営する「市民が選ぶ市民活動支援制度」の他に、民間が運営する、市民がまちづくりを資金面で支援する仕組みが必要です。 ⑤ 市民や行政は、未成年者のまちづくりへの参加を促すために、未成年者が個人で、親子で、学校を通じて、参加できる機会を提供します。</p>	<p>(市民の参画の推進) 第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。 2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。 3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。</p>	<p>第6条 (1) 市民意思の尊重 市民が市政に関する意見を述べる機会を確保するとともに、市民意思を尊重すること。</p>	<p>(子どもの意見表明の機会の保障) 第12条 市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければなりません。  (参加の機会の保障) 第13条 市及び議会は、市民等の市政への参加の権利を保障するため、多様な参加の機会を設けるよう努めなければなりません。 2 市は、多様な方法を用いて市民等の意見や提案を求め、これを行政の運営に反映するよう努めなければなりません。</p>	<p>(協働して行う市政運営) 第16条 市は、市政に関する計画や政策の立案段階から市民の参加を促進し、市民と協働して市政運営を行います。 2 市は、市民の多様な参加の機会を整備し、協働のまちづくりを推進し、自治の拡充を図ります。</p>



# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
総合計画によるまちづくり	<p>【総合計画によるまちづくり】</p> <p>第2章 市民参加のまちづくり</p> <p>①まちづくりを進めるために、総合計画を策定します。</p> <p>②総合計画を、この条例で定められている5つの原則(市民自治の原則、参加の原則、協働の原則、情報共有の原則、効率性の原則)を踏まえて作成します。</p> <p>③総合計画の策定や見直しを、広く市民が参加して行います。</p> <p>④総合計画の実施段階では、広く市民が参加して評価、監視し、そのための仕組みや組織を設けます。</p>	<p>(総合的な市政経営)</p> <p>第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。</p> <p>2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。</p> <p>3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げよう市政経営を行います。</p>	<p>第6条</p> <p>(2) 計画行政の推進</p> <p>長期的な展望に立った総合計画を策定し、計画的な市政運営を行うこと。</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第22条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、流山市の最上位計画として基本構想、基本計画及び実施計画を内容とする総合計画(以下「総合計画」という。)を策定します。</p> <p>2 市長は総合計画における基本構想のほか、その直近の下位計画である基本計画についても、議会の議決を経なければなりません。</p> <p>3 市長は、社会経済情勢等が大きく変化し、総合計画の内容との間にかい離が生じたときは、これを見直すものとします。</p> <p>4 市が行う政策は、総合計画に根拠を置かなければなりません。</p>	<p>(基本構想等)</p> <p>第21条 市は、まちづくりの理念に基づき基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p> <p>2 市は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。</p>
意見・要望・苦情等	<p>【意見・要望・苦情等】</p> <p>①意見・要望・苦情等は、まちづくりを進めるための市民の貴重な生の声であり、市民・議会・行政はそれを反映し、まちづくりに活かします。</p> <p>②行政は、市民から意見・要望・苦情等があったとき、速やかに事実関係を調査し、誠実に応えます。</p> <p>③行政は、相談窓口を一本化して対応し、たらい回しを行いません。</p>	<p>(市民の要望の取扱い)</p> <p>第22条 執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。</p>		<p>(苦情等への対応)</p> <p>第33条 市は、行政の運営に関する苦情等を公正に、かつ、その苦情等について関係のある者との間においては中立な立場で、迅速に処理しなければなりません。</p> <p>2 市は、行政の運営に関する苦情等に対しては、市民等の権利利益を擁護し、公正かつ迅速な処理を図るため、適正な体制整備に努めます。</p>	
住民投票	<p>【住民投票】</p> <p>①住民投票は、議会による間接民主主義制度を補完するため、また住民の総意を把握するためにも有効であり、<b>住民投票制度に関する独自条例の制定を望みます。</b></p> <p>②住民投票の投票権を有する者は、行政に係る重要な事項について、その<b>総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票を請求することができます。</b></p> <p>③住民投票の投票権を有する者による連署が<b>50分の1以上となるときは、市長は意見を付けてこれを市議会に付議します。ただし10分の1以上の請求があった場合は、市長は議会を bypass せずに住民投票を実施</b>します。</p> <p>④住民投票の結果を、<b>議会及び市長は最大限尊重</b>することが求められます。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、<b>条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</b></p> <p>2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。</p> <p>3 <b>議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重</b>します。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第15条 <b>市は</b>、市政に係る特に重要な事項について、直接に住民の意思を確認する必要があると認めるときは、<b>事案ごとに別に条例で定めるところにより住民投票を実施し、その結果を尊重</b>しなければならない。</p>	<p>(市民投票)</p> <p>第17条 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを<b>実施しなければなりません。</b></p> <p>2 <b>市長及び議会は、市民投票の結果を尊重</b>して、当該課題に対処するものとします。</p> <p>3 <b>市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。</b></p>	<p>(住民投票)</p> <p>第35条 市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。</p> <p>2 <b>市は、住民投票の結果を尊重</b>します。</p> <p>3 <b>住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。</b></p>
附属機関			<p>(附属機関等)</p> <p>第13条 執行機関は、附属機関等(審査会、審議会その他の附属機関及びこれらに類する合議制の機関をいう。以下同じ。)の委員を選任するに当たっては、その設置の目的に応じ、委員を公募しなければならない。</p> <p>2 附属機関等は、特に理由がある場合を除き、会議を公開しなければならない。</p>	<p>(審議会等)</p> <p>第28条 市は、審議会等(附属機関その他の市の設置する合議体の機関をいう。次項において同じ。)の委員を選任する場合は、委員構成における多様性の保持に留意するとともに、可能な限り市民から公募するものとします。</p> <p>2 市は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。</p>	<p>(附属機関の委員の任命)</p> <p>第18条 市の執行機関は、特定事項について審議又は調査等を行う附属機関に、市民の多様な意見が反映されるように委員を任命します。</p>



# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
意見公募	第2章 市民参加のまちづくり		(意見公募手続) 第14条 執行機関は、主要な政策等を策定するに当たっては、広く市民の意見を求め、その意見を踏まえて政策等の決定をしなければならない。		(市民意見の公募) 第17条 市は、別に定めるところにより、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、市民の意見を求めます。 2 市は、市民から提出された意見を尊重し、意見についての考え方を公表します。
説明責任			第6条 (4) 透明性の確保 市民に対し、積極的に市政に関する情報を提供することにより、説明する責務を果たすこと。	(説明責任) 第9条 市及び議会は、市政に関し、市民等に積極的に説明する責任を負うとともに、市民等の説明の求めに対して速やかに、かつ、誠実に説明する責任を負います。	(説明責任) 第31条 市の執行機関は、行政運営の透明性を高めるため、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たします。 2 市長その他の執行機関は、市議会に対して、市政に関する意思決定の過程及び行政運営の状況を随時報告するものとします。
個人情報保護				(個人情報の保護) 第10条 市及び議会は、個人に関する情報を適正に管理し、保護しなければなりません。 2 何人も市及び議会に対して、開示、訂正、削除その他の自己に関する個人情報の適正な管理のための行為を請求することができます。	(個人情報の保護) 第20条 市は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。
市民参加条例				(市民参加条例) 第16条 市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。	

提言書と他市条例の比較表

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
協働のまちづくり	<p><b>【協働のまちづくり】</b></p> <p>第3章 市民自治の仕組み</p> <p>①市民、地域活動団体、NPO、議会、行政等が対等な立場に立ち、相手を尊重しながら協力してまちづくりを行います。</p> <p>②協働でまちづくりを行うためには、それぞれが自助、互助、共助、自製の精神を持っている必要があります。</p>	<p>(共働の推進)</p> <p>第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。</p>		<p>(協働によるまちづくり)</p> <p>第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとします。</p> <p>2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。</p> <p>3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。</p>	
まちづくりと地域活動団体	<p><b>【まちづくりと地域活動団体】</b></p> <p>(位置づけ)</p> <p>① 全住民が構成メンバーである地域活動団体は、まちづくりに欠くことのできない存在で、これをまちづくりの主体として位置づけます。</p> <p>② 20～30世帯の単位をまちづくりの重要な担い手として位置づけ、その活動を町内会・連区によるまちづくりに発展させます。</p> <p>(責務)</p> <p>③ 地域活動団体は、まちづくりに主体的・能動的に取り組み、行政と協働して、地域の意思を反映し地域課題の解決を図ります。</p> <p>④ 地域活動団体は、住民の身近な話し合いから課題を抽出し、まちづくり活動に反映させていきます。</p> <p>⑤ 地域活動団体は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行います。</p> <p>⑥ 地域活動団体は、住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>⑦ 地域活動団体は、若い人とともに活動を行い、次世代の担い手を育てます。</p> <p>⑧ 住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重すると</p> <p>⑨ 行政は、地域活動団体がその機能・役割を十分発揮できるように、必要な施策を講じなければなりません。</p>		<p>(地域活動団体の役割)</p> <p>第16条 地域活動団体は、地域内の市民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。</p>	<p>(地域コミュニティ)</p> <p>第6条 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団(以下「地域コミュニティ」という。)が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。</p>	

提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
まちづくりとNPO・事業者など	<p><b>【まちづくりとNPO】</b> (位置づけ)</p> <p>第3章 ① 市民の自発性・自主性を基本とし、専門性や得意分野を有するNPOは、まちづくりに欠くことのできない存在で、これをまちづくりの主体として位置づけます。</p> <p>(責務)</p> <p>② NPOは、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりにつながっているという意識を持ち、活動を市民に開き、団体相互の連携を持ち、課題に取り組み解決を図ります。</p> <p>③ NPOは、市民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④ NPOは、若い人とともに活動を行い、次世代の担い手を育てます。</p> <p>⑤ 市民は、まちづくりにおける重要な担い手としてNPOの役割を認識し、尊重するとともに、積極的に参加し行動します。</p> <p>⑥ 市民・行政は、NPOの活動や事業の充実及び自立を促進するため、必要に応じて活動場所の提供・活動経費の援助、広報支援、その他の支援を行います。</p>		<p>(非営利活動団体の役割)</p> <p>第17条 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の公共的活動を先導し、及び協力しながら、その補完に努めるものとする。</p>		
			<p>(事業者の役割)</p> <p>第18条 事業者は、市民の就業と就業時間外の活動との均衡の保持に努め、自らも公共的活動に協力するものとする。</p> <p>2 事業者は、自然環境及び良好な居住環境が守られるよう配慮するほか、自ら進んで社会的責任を負担しなければならない。</p>		
			<p>(自立及び互助)</p> <p>第19条 公共的活動の実施に当たっては、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。</p> <p>(人材育成)</p> <p>第21条 公共的活動にかかわる者は、絶えず自らの能力向上に取り組むほか、公共的課題を解決することができる人材の育成に努めるものとする。</p>		
活動団体の支援と育成	<p><b>【活動団体の支援と育成】</b></p> <p>① 市民・行政は、活動団体が発足しやすく、活動が活発にできるよう、環境整備を行います。</p> <p>② 行政は、活動団体のニーズをよく把握し、自主性及び自立性を損ねるような支援とならないよう留意します。</p> <p>③ 行政は、市民に対してまちづくりを進めるための学習の機会を提供し、人材を養成します。</p>			<p>第6条 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。</p>	<p>(市民組織の尊重)</p> <p>第11条 市は、市民組織の自主性及び自立性を尊重し、市民組織が活動するために必要な支援を行います。</p> <p>2 市民は、市民組織がまちづくり推進の主要な担い手であることを認識し、市民組織を尊重し、守り育てるものとします。</p>

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
地域づくり	<p><b>【地域づくり協議会】</b> (設置)</p> <p>① 地域の意思を反映し、住民が自主的・自立的に身近な地域課題の解決を図ることのできる仕組みとして、地域づくり協議会を住民自ら設置することができます。</p> <p>② 地域づくり協議会は、原則として一連区に一つ設置します。</p> <p>③ 地域づくり協議会の構成員は、その連区に居住する個人またはその連区で活動する団体・事業所などとしします。 (役割と責務)</p> <p>④ 地域づくり協議会は、地域の住民の意見や要望等をまちづくりの活動に反映させ、地域の課題解決に自ら積極的に取り組みます。また、地域の住民のまちづくり意識の高揚を図るとともに、自発的に課題に取り組む人材の育成や、地域資源を有効活用します。</p> <p>⑤ 地域づくり協議会は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行います。特に役員は民主的に選出します。</p> <p>⑥ 住民は、地域づくり協議会の取り組みに積極的に参加します。</p> <p>⑦ 行政は、地域住民の身近な課題の解決は、地域づくり協議会に委ねることを基本とします。また、地域づくり協議会との間で適切に役割を分担するとともに、地域づくり協議会の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう配慮します。</p> <p>⑧ 行政は、地域づくり協議会の設立と運営にあたって、必要な支援を行います。</p>	<p>(都市内分権の推進)</p> <p>第17条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。</p> <p><b>(地域自治区の設置)</b></p> <p>第18条 市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。</p>			<p>(地域自治の推進)</p> <p>第12条 市は、地域の特性と自主性が活かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。</p> <p><b>(地域自治区)</b></p> <p>第13条 市は、市民に身近な事務事業を市民の意見を反映させて処理するとともに、地域の自治を促進するため、法律に基づく地域自治区を設けます。</p> <p>2 地域自治区に置かれる地域協議会は、地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>(まちづくりのための委員会等)</p> <p>第14条 市は、市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自立的な運営を尊重します。</p> <p>(自治活動組織)</p> <p>第15条 市民は、地域社会の一員として、自治活動組織(地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織をいいます。)の役割について理解を深め、協力するとともに、自治活動組織への加入に努めます。</p> <p>2 市民は、可能な範囲内で、自治活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を発揮することができるものとします。</p> <p>3 自治活動組織は、地域市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。</p>
第3章 市民自治の仕組み					

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
議会の役割・責務	<p><b>【議会の役割・責務】</b></p> <p>第4章 市民のたため</p> <p>① 議会は、法令で定められた有権者により選出された議員によって構成される、市の意思決定機関です。</p> <p>② 議会は、市の重要事項を議決する権限、並びに市の執行機関に対し監視及びけん制し評価する権限を有します。</p> <p>③ 議会は、市民に対する説明責任を果たすために、積極的に情報の公開を図り、より市民に開かれた運営を行います。</p> <p>④ 議会は、調査活動等を行い、政策立案や政策提言を積極的に行います。</p> <p>⑤ より開かれ、活性化した議会運営を行うため、<b>議会基本条例の制定</b>を望みます。</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。</p> <p>2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。</p>	<p>(議会の責務)</p> <p>第7条 議会は、市民意思を的確に市政に反映させるとともに、市政運営を監視し、及び政策を立案する。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第29条 議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとします。</p> <p>2 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとします。</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第22条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。</p> <p>2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。</p> <p>3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。</p>
開かれた議会・市民参加	<p><b>【情報公開】</b></p> <p>① 議会は、本会議、委員会等の会議を公開し、審議経過や議決の内容を積極的に公表し、開かれた運営を行います。</p> <p>② 議会は、傍聴しやすいような日や時間を自ら設定する等、市民に開かれた議会運営をします。</p> <p>③ 議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすために、定例議会が終了する毎に、議会報告会の開催と議会便りの発行を行います。</p> <p><b>【市民参加】</b></p> <p>① 議会は、市民が提出する請願及び陳情等を審議する際、本会議もしくは委員会において、提案者等が意見を述べる機会を設けます。</p> <p>② 議会は、市民・地域活動団体・NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。</p> <p>③ 議会は、会期中・閉会中を問わず、市民の意見を直接聞くことができる議会主催の意見交換会を設置するなど、市民が議会の活動に参加できるようにします。</p>			<p>(市民等に開かれた議会)</p> <p>第30条 議会は、市民等に開かれた運営を行うよう努めるものとします。</p> <p>2 議会は、多様な方法で市民等の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとします。</p>	<p>(開かれた議会運営)</p> <p>第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。</p> <p>2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。</p>
				<p>(議会の政策立案機能の充実)</p> <p>第31条 議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行います。</p>	<p>(政策の調査、審議のための機関)</p> <p>第26条 市議会は、政策の調査、立案のために必要な専門的事項に係る調査、審議を、学識経験を有する者等に求めることができます。</p> <p>2 市議会は、前項の学識経験を有する者等の指定に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようにします。</p>

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
議員の役割・責務	<p>【議員の役割】</p> <p>① 議員は、議員相互間の自由な討議を大切にします。</p> <p>② 議員は、自己の見識を高めるため自己研さんし、誠実に責務を遂行し、市民の代表者としてふさわしい活動をします。</p> <p>③ 議員は、個別的な事案の解決だけでなく市民全体の福祉の向上を目指して活動します。</p> <p>④ 議員は、市民との意見交換を行います。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第8条 議員は、誠実に議会活動を行うとともに、その活動状況を積極的に市民に公表するよう努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務)</p> <p>第38条 議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければなりません。</p> <p>2 議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聴き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければなりません。</p>	<p>(市議会議長の責務)</p> <p>第24条 市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。</p> <p>2 市議会議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第25条 市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。</p> <p>2 市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。</p> <p>3 市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。</p>
市議会事務局職員の役割					<p>(市議会事務局職員の責務)</p> <p>第27条 市議会事務局職員は、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて市議会の活動を補佐します。</p> <p>2 市議会事務局職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。</p>

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
市長の役割・責務	<p><b>【市長の役割・責務】</b></p> <p>① 市長は、全市民の目線に立った行政を執行する責任と義務があります。また、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全財政を図り、効果的・効率的で質の高い事業を行います。</p> <p>② 市長は、環境変化に対応できるように、市の執行機関の組織を柔軟に改めるとともに、職員の人員配置・研修・出向など職務能力の向上を図り、行政を統括します。</p> <p>③ 市長は、議会との関係において互いの「なれ合い」「対立」を回避し、議会に情報と政策研究・審議に必要な時間を提供し、緊密で緊張ある関係を保ち市政運営を行います。</p>	<p>(市長等の責務)</p> <p>第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を経営します。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、本市を代表し、総合的に市政を運営する。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第37条 市長は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、毎年、行政の運営に関する基本方針を明らかにし、職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 市長は、職員を適切に指揮監督して行政運営を行うとともに、職員の能力向上に努めなければなりません。</p> <p>3 市長は、選挙においての自らの公約を総合計画に反映させるよう努めなければなりません。</p> <p>4 市長は、長期にわたって在任することによって、自治の活力の低下を招かないように努めなければなりません。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第28条 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。</p> <p>2 市長は、自治の基本原則に基づき、市の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。</p>
	<p>第5章 市民のための行政</p>		<p>(行政経営手続)</p> <p>第12条 市長は、毎年、市政運営の基本方針を明らかにしなければならない。</p> <p>2 市長は、予算の編成及び執行に当たっては、財政の健全性を確保するとともに、市民福祉の増進を図るものとしなければならない。</p> <p>3 市長は、財源及び人員の最適な配分が図られるよう定期的に検証し、その効率化を図らなければならない。</p> <p>4 市長は、市有財産を適正に管理し、公正かつ合理的に活用しなければならない。</p> <p>5 市長は、財政事情の公表その他の手段を通じて、本市の財政状況を分かりやすく市民に伝えなければならない。</p>		
執行機関の役割・責務	<p><b>【執行機関の役割・責務】</b></p> <p>① 市の執行機関は、公平、公正、誠実、迅速かつ効率的に行政活動を実施します。</p> <p>② 市の執行機関は、市民のニーズを的確に把握するとともに、議会と連携し、常に市民の立場に立った行政活動を行います。</p> <p>③ 市の執行機関は、国・県との連携を進め、地方分権を進めていくためにも、自立に向けて改革を推進します。</p>	<p>(市長等の責務)</p> <p>第12条 2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。</p>	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第10条 執行機関(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。以下同じ。)は、誠実にその権限に属する事務を執行するとともに、積極的に市民福祉の増進を図るため、まちづくりに寄与する公共的活動に協力し、必要な支援に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、適切に職員を指揮監督するとともに、職員の能力向上を図り、その能力が発揮されるよう努めなければならない。</p>	<p>(市の執行機関の責務)</p> <p>第29条 市の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理、執行します。</p> <p>(市の執行機関の組織運営)</p> <p>第30条 市の執行機関は、行政組織について効率的かつ機能的なものとするとともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げるよう運営します。</p> <p>2 市の執行機関は、職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。</p>	
職員の役割・責務	<p><b>【職員の役割・責務】</b></p> <p>① 職員は、まちづくりの主役が市民であることを理解し、市民と共にまちをつくる意欲をもって職務にあたります。</p> <p>② 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、市民の立場に立って、質の高いサービスの提供を行います。</p> <p>③ 職員は、執行機関の一員として政策課題に適切に対応していくため、自己研さんに努めます。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。</p> <p>3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第11条 職員は、全体の奉仕者として、公正、公平かつ誠実に職務に従事し、全力を挙げてその職務に専念しなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第39条 職員は、全体の奉仕者として、誠実、公正かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に当たっては、法令等を遵守しなければなりません。</p> <p>3 職員は、市民等の意向や行政運営上の課題に的確に対応するため、知識、技能等の修得に努めなければなりません。</p>	<p>(市の執行機関の職員の責務)</p> <p>第34条 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に、全力をあげて職務を遂行します。</p> <p>2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。</p>



# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
財政運営	<p><b>【財政運営】</b></p> <p>第5章 市民のための行政</p> <p>① 市長は、費用に比して効果の高いより効率的な財政運営を行います。また財政環境の変化に耐えうる持続可能な、より健全な財政を確立します。</p> <p>② 市長は、市財政基盤の維持、強化(収入増と支出の抑制につながる施策)を考慮し財政運営を行います。</p> <p>③ 市長は、財政状態の現状とその予測を市民に分かりやすく公開、説明します。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。</p> <p>2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。</p>	<p>第6条</p> <p>(3) 効率性及び有効性の確保 経営資源を効果的かつ有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにすること。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第23条 市長は、財政の状況を総合的に把握し、分析を行い、もって明確な方針のもとに市民サービスの質を維持し、向上させるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる健全な財政運営を行います。</p> <p>2 市長は、財政状況及び財産の保有状況につき出資団体を含む連結決算を行い、財政情報を作成しなければなりません。</p> <p>3 市長は、財政運営における目標値を定め、自主的な財政基盤の強化に努めるとともに、中長期の財政計画を策定しなければなりません。</p> <p>4 市長は、財政運営の透明性を確保するとともに、第2項の財政情報及び前項の中長期の財政計画を市民に分かりやすく公表しなければなりません。</p> <p>5 市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの多様な方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければなりません。</p> <p>6 市長は、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度を構築します。</p>	<p>(財政状況の公表)</p> <p>第33条 市長は、市の財源の確保とその効率的かつ効果的な運用により、財政の健全性に努めます。</p> <p>2 市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するように努めます。</p>
提案制度				<p>(提案制度)</p> <p>第14条 市民等は、公益的な観点から行政の運営に関する提案を市に提出することができます。</p> <p>2 市は、前項の規定による提案の提出があったときは、公開による審査を実施し、有用と認められた提案については、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。</p>	
組織		<p>(執行機関の組織)</p> <p>第24条 執行機関の組織については、効果的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めます。</p>		<p>(行政組織及び職員の能力開発等)</p> <p>第26条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望の変化に迅速に対応できるよう行政組織を整備しなければなりません。</p> <p>2 市は、総合的な視点から定員適正化計画を策定しなければなりません。</p> <p>3 市は、職員の能力と意欲を高め、政策形成能力を向上させるため、人事評価、人事交流及び職員研修の制度の充実に努めなければなりません。</p>	
行政手続		<p>(行政手続)</p> <p>第25条 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行います。</p>	<p>(5) 公正の確保 行政手続に関する基準を明らかにするとともに、法令を遵守し、違法又は不当な行為が発生しないようにすること。</p>	<p>(行政手続)</p> <p>第32条 市は、市民等の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、透明で公正かつ公平な行政手続を確保しなければなりません。</p>	

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
法令の活用	第5章 市民のための行政	(条例の制定及び法令の活用) 第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。	(法令の活用による政策実現) 第25条 市は、行政運営上の課題や市民等の要望に対応するため、法令等を主体性をもって解釈するとともに、自治立法権を積極的に行使することその他多様な方法によって、政策の実現に努めなければなりません。		
法令の遵守		(法令の遵守) 第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政経営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。	(5) 公正の確保 行政手続に関する基準を明らかにするとともに、法令を遵守し、違法又は不当な行為が発生しないようにすること。		
他との連携		(国及び他の地方公共団体との連携及び協力) 第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。	(6) 国等との連携 国及び関係地方公共団体と連携して、共通する課題の解決に努めること。	(国及び千葉県との協力等) 第18条 流山市は、国及び千葉県と対等な立場であり、流山市の自主性を踏まえた上、地方自治の発展のために、国及び千葉県と協力するとともに、政策及び制度の改善等に関する提案を積極的に行います。  (近隣等の自治体との協力) 第19条 流山市は、行政運営上の課題の解決と市民サービスの向上を図るため、広域的な観点から、近隣自治体と相互に連携し、協力するよう努めます。 2 流山市は、姉妹都市及び友好都市をはじめとする前項以外の自治体と共通するまちづくりの課題について連携し、協力し、その解決に努めます。  (市外の人々との連携) 第20条 市民等、市及び議会は、市外の人々との連携を図り、その知恵や意見を市民自治によるまちづくりに活用するよう努めます。  (国際交流) 第21条 市民等、市及び議会は、国際交流を推進し、諸外国の自治体等と協力して、平和、人権、環境等の地球規模の諸問題に取り組むとともに、相互の理解を深めるよう努めます。	
行政評価	(行政評価) 第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。	(行政評価) 第24条 市は、効果的かつ効率的に行政を運営するため、政策、施策及び事業のすべてについて行政評価を実施しなければなりません。 2 市は、前項の行政評価の結果に基づき政策、施策及び事業を見直すとともに、これを総合計画の進行管理及び見直し並びに予算の編成に反映させなければなりません。 3 市は、第1項の行政評価を行うときは、市民等の参加による方法を用いるよう努めるとともに、その行政評価の結果を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。	(行政評価) 第32条 市の執行機関は、市の施策や事務事業の執行状況を、基本構想等に基づき検証し、継続的な見直しを行い、効果的に執行します。 2 市の執行機関は、施策や事務事業の達成状況を公表し、市民から理解を得られる行政運営を進めます。		

# 提言書と他市条例の比較表

②

自治体 名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
危機管理	第5章 市民のための行政			(危機管理体制の確立) 第27条 市は、市民の身体、生命、財産及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図られるよう危機管理体制の確立に努めなければなりません。 2 市は、前項の目的を達成するため、広域的な視点から近隣市や姉妹都市等との連携を図らなければなりません。	
倫理				(倫理) 第34条 市長及び議会は、政治倫理に関する原則及び制度を定め、政治倫理の確立と公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。 2 市長は、公務員倫理に関する原則及び制度を定め、公務に対する市民等の信頼の確保を図らなければなりません。	
内部通報				(内部通報) 第35条 職員は、適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは、速やかにその事実を内部通報に関する機関に通報しなければなりません。 2 市及び議会は、前項の規定による通報を行った者に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。	

提言書と他市条例の比較表

②

自治体名称	一宮市(384,394人) 市民自治によるまちづくり基本条例	豊田市(424,128人) まちづくり基本条例	宇都宮市(509,931人) 自治基本条例	流山市(160,183人) 自治基本条例	飯田市(105,884人) 自治基本条例
施行日	—	平成17年10月1日	平成21年4月1日	平成21年4月1日	平成19年4月1日
選定の理由	—	同規模	同規模	市民PI	議会発議
市民委員会	<p><b>【評価のための市民委員会】</b> (設置)</p> <p>① この条例が、市民や議会、行政などによって遵守、活用され、その実効性を確保する仕組みとして、「評価のための市民委員会」(以下、「委員会」と表記)を設置します。</p> <p>② 委員会には、公募による市民が参加します。</p> <p>(役割と責務)</p> <p>③ 委員会は、既存の、また新しく制定する条例、その他規則がこの条例と整合性があるかをチェックします。</p> <p>④ 委員会は、この条例制定後に、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうか市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表していきます。</p> <p>⑤ 委員会は、これらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。</p>				
実効性の確保				<p>(条例の実効性の確保)</p> <p>第40条 市民等、市長、議員及び職員は、この条例を遵守することにより、市民自治によるまちづくりを推進しなければなりません。</p> <p>2 市長は、この条例の実効性を確保するため、必要な制度等の整備に関する年次計画を定め、この条例の運用状況等を調査し、検討し、その結果を公表しなければなりません。</p> <p>3 市長は、この条例の実効性を確保するため、市民等及び市民自治によるまちづくりを推進するための地域コミュニティと協議し、連携するものとします。</p> <p>4 市長は、第2項の規定による調査及び検討の結果並びに前項の規定による協議の結果、条例等の改正及び制定等が必要であると判断したときは、適切な措置を講じなければなりません。</p>	
見直し	<p><b>【条例の見直し】</b></p> <p>○この条例を常により良いものにするために、適宜、見直し改定する必要があります。長くとも4年をめぐりに、この条例の全体を、制定時と同じように市民が参加し見直します。</p>			<p>(条例の見直し)</p> <p>第41条 市長は、社会情勢の変化等により、この条例の見直しをするときは、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めよう努めなければなりません。</p>	<p>(条例の見直し)</p> <p>第36条 市は、社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要があるときは、条例の見直しを行います。</p>